

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)	
地域名 (地域内農業集落名)	押部谷地区 (押部集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月3日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域内の農作業従事者の人口減少や高齢化から、後継者不在の農地が多くなってきており、新たな受け手を確保する必要がある。
- ・農地の管理や道路使用などのルールを守らない者がいる。
- ・耕作地が点在していることもあり、作業が非効率である。
- ・新しい農業機械を購入することや既存機械の修理が難しい。機械が壊れると農業を続けることが困難である。
- ・水路やパイプラインが古くなってきており、水質の悪化や水の出が悪くなっている。
- ・アライグマなどが田畑を荒らしたり、モグラが畔を壊すなどの被害が多くなってきている。
- ・燃料や肥料などの資材費が高騰している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻(コシヒカリ、キヌムスメ)を主要作物としつつ、水稻の収穫後は、麦の生産を実験的に行い、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
- ・現在栽培している家庭用の野菜の栽培は続けながら、高収益野菜として代替肉の豆や花(押部の菊)の栽培を実験的にすすめる。
- ・米や野菜の価格を上げるために、地域のブランド化を検討する。
- ・ドローン等による農業機械のIT化を取り入れ、スマート農業を段階的に開始する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・生産量を増やす必要があるため、段階的に農地の集積と集約化を図りつつ、団地面積の拡大化を進める。 ・耕作放棄地などを集め、貸し農園として活用することを検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・必要に応じて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者へ機械の貸し借りができるような取り組みを検討する。 ・共同作業や地域のルールを明確にし、作業受委託、農地の貸し借りといった地区内の情報を共有できる仕組みを検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。